

宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年11月11日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡子

記

- 1 監査委員の報告日  
平成26年8月20日
- 2 通知のあった日  
平成26年10月20日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
  - (1) 蔵王自然の家
    - イ 監査委員の報告の内容  
賃金、報償費、旅費、需用費、食糧費、使用料及び賃借料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。  
(内容)  
(イ) 臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払をしたもの。
      - ・件数 2件
      - ・金額 192,654円  
(ロ) 報償費、旅費、需用費、食糧費、使用料及び賃借料について、支払遅延があったもの。
      - 報償費
        - ・件数 43件
        - ・金額 358,700円
      - 旅費
        - ・件数 12件
        - ・金額 16,927円
      - 需用費
        - ・件数 1件
        - ・金額 11,248円
      - 食糧費
        - ・件数 9件
        - ・金額 385,590円
      - 使用料及び賃借料
        - ・件数 2件
        - ・金額 107,940円

ロ 措置の内容

会計事務処理スケジュール表を作成して、職場内に掲示し、各担当の事務執行期限等の共有を図るとともに、上席の総務担当職員等がスケジュール表等を活用して、適正な事務処理の進行管理を随時行い、再発防止の徹底を図った。

また、今後、主催事業の報償費等の支払遅延が生じないように、事業の事前・事後において、班内での複数の職員による相互の確認を強化し、再発防止に努めた。

(2) 涌谷高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

(イ) 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

(ロ) 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

ロ 措置の内容

(イ) この度の定期監査の通知を受け、直ちに主務課を通じ事故発生報告書を提出した。認識不足が原因だったため、以後は申し送りを確実にし、怠ることのないようにしていく。

(ロ) 契約時の違約金設定への知識不足が原因だったため、以後の契約においては、必要条項に漏れが生じないように、確認を徹底する。

(3) 蔵王高等学校

イ 監査委員の報告の内容

旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 190件
- ・ 金額 353,238円

ロ 措置の内容

(イ) 毎月10日と25日の2回を旅費事務の日と定め、前月後半分の旅費を翌月10日までに、当月前半分の旅費を当月25日までに処理することとし、また、その旨を毎月作成している事務処理予定表に記載し、確実に処理することとした。

(ロ) 毎朝、始業時の事務打合せにおいて、旅費事務を含め当日処理すべき業務の確認を行うほか、逐次その進捗状況を確認し、担当者のみならず、事務室全体で処理状況を把握することとした。

(4) 田尻さくら高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- (イ) 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。
- (ロ) 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

ロ 措置の内容

- (イ) 今回の指摘を受け、主務課を經由し事故発生報告書を提出した。また、職員間で規則等を再確認した。
- (ロ) 他の委託業務契約も含めて、主務課や契約課等の指導を仰ぎ、契約内容に不備が生じないように、確認を徹底するとともに、契約書様式の見直しを行う予定である。

(5) 小牛田農林高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったにもかかわらず、契約書条項による違約金を徴収していなかったもの。

また、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 措置の内容

関係機関の指導を仰ぎ、違約金について本年7月3日に請求を実施し、また、本年9月5日付けで「物品調達等に係る事故発生報告書」を提出した。

今後は、関係機関の指導を仰ぎながら、実施する事業を様々な視点で検証し、契約事務を進めていく。

また、所属内だけでなく近隣の機関と連携し、情報の共有を図りながら、業務内容や関係法令の理解を深めていく。

(6) 南郷高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったにもかかわらず、契約書条項による違約金を徴収していなかったもの。

また、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 措置の内容

契約条項に不備が認められたため、違約金は徴収することができなかった。今後においては、契約書の不備を防ぐために「契約書記載事項チェックリスト」により点検項目を洗い出し、複数の職員で確認することとした。

また、事故発生報告書については、平成26年9月8日付けで提出し、報告の必要性を上記チェックリストに参考として記載しておき、契約締結時に職場内で共通理解するものとして再発防止を図ることとした。

(7) 石巻工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払をしたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 79,053円

ロ 措置の内容

会計事務等チェック表を作成し、担当者や出納員だけでなく、事務室全体で支出漏れや支出日誤り等が無いかどうか、チェックを行うようにした。

また、事務室内で書類を回覧する際も、支出確認までの時間に余裕を持って書類作成・確認を行ったうえ、必ず複数の目で確認を行い、支出誤りが無いようにしている。

(8) 加美警察署

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成25年6月分電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したもの。

- ・件数 1件
- ・水道料金額 6,614円
- ・電気料金額 166,113円
- ・遅収加算額 4,886円

ロ 措置の内容

より一層、決裁時のチェック等「複数の目」で確認する事を強化するとともに、業務チェックシートを活用し、支出漏れ等再発防止を徹底していくこととする。